

(公印省略)
住第1495号
高第1724号
令和4年9月1日

各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者様
(政令市及び中核市で登録を受けたものを除く。)

兵庫県まちづくり部住宅政策課長
兵庫県福祉部高齢政策課長

兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針等の一部改正等について

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴い、兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針を下記1、サービス付き高齢者向け住宅運営の手引を下記2のとおり改訂しましたので通知します。

つきましては、これらに基づき、登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業を適切に運営していただくようお願いします。

記

1 兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針の一部改正

(1) 改正の概要

① 登録段階での情報開示の充実（施行規則第6条関係及び別記様式関係）

「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」上で開示している運営に関する下記の情報の一部を、登録事項として追加する。

ア 法第5条第2項の登録の申請にあたっては、登録の更新の申請の前1年間におけるサ高住の入居者の数及び退去者の数

イ サ高住において保健医療サービスを提供する場合にあつては、当該サービスを提供する体制に関する事項

ウ サ高住の運営方針

※今回の改正は、登録事項の拡充を図るものであり、当該記載内容によって登録基準への適合を判断するものではない。

※既に登録を受けているサ高住については、次回更新時に改正省令に基づく登録申請書を提出することになる。

②登録の更新にかかる添付書類の省略（施行規則第7条関係）

サ高住時の登録の更新を申請するに当たり、既に都道府県知事に提出されている登録申請書の添付書類の内容に変更がないときは、登録申請書にその旨を記載し、当該書類の添付を省略することができることとする。

③ 状況把握サービス及び生活相談サービスの基準の柔軟な取扱いについて
(施行規則第 11 条関係)

有資格者等がサ高住の敷地又は当該サ高住の敷地に隣接若しくは近接する土地に存する建物に常駐しないこととしても、入居者の健康状態、要介護状態その他の事情を踏まえて入居者の処遇に支障がない場合であり、有資格者等が常駐しないことについて、あらかじめ入居者の同意を得た場合に限り、以下のとおり状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することにより、有資格者が常駐しないことを可能とする。

ア 居住部分への訪問、電話、居住部分内での入居者の動態を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法により、毎日 1 回以上、状況把握サービスを提供すること。

イ 各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置(緊急通報装置)を設置して状況把握サービスを提供すること。

ウ 夜間を除き、生活相談サービスを電話、テレビ電話装置等の情報通信機器による対応等、入居者が能動的に有資格者等に相談できる方法により提供すること。

④ 経過措置について(附則第 2 条関係)

改正省令の施行の日(令和 4 年 9 月 1 日)前に法第 5 条第 1 項の登録(同条第 2 項の登録の更新を含む。)を受けた者又は同項の登録の申請をしている者に対しては、旧施行規則第 6 条及び別記様式第 1 号の様式により新たに記載が求められる事項を届け出る必要はない。なお、これらの者については、法第 5 条第 2 項に規定する登録の更新を申請する際に新施行規則が適用されることとなる。

(2) 改正箇所

別添新旧対照表のとおり。

(3) 施行期日

この一部改正は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

2 サービス付き高齢者向け住宅運営の手引の改訂

(1) 改訂の概要

第一編兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針の第 2 章高齢者生活支援サービス等の提供のうち、2 資格者の配置について及び「登録事項等についての説明書」の記載例を、1 による改正後の内容に改めた。

3 送付文書

(1) 兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針 新旧対照表

(2) 兵庫県サービス付き高齢者向け住宅運営の手引(令和 4 年 9 月改訂版)

4 問い合わせ先

兵庫県まちづくり部住宅政策課 住宅行政班 澤田

TEL078-341-7711(内線 4634) メールアドレス jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp